

事業計画書

(自 令和6年4月1日 ~ 至 令和7年3月31日)

(自 2024年4月1日 ~ 至 2025年3月31日)

公益財団法人 マルホ・高木皮膚科学振興財団

はじめに

公益財団法人 マルホ・高木皮膚科学振興財団（以下、当財団）は、「創造的な研究の奨励などに関する事業を行い、皮膚科学の発展と国民の健康福祉の増進に寄与する」ことを目的に設立され、この目的を進めるために、皮膚疾患の診断・予防・治療に結びつく臨床・病態研究（疫学調査を含む）を対象に広く助成し、公益性の高い法人としてわが国の皮膚科学・皮膚科診療の向上に貢献していきます。

当財団の研究助成事業は、設立者からの寄付財産及びそれから得られる果実を主たる資金として実施いたします。また、奨学寄付事業は、マルホ株式会社から受ける用途を限定した寄付金を資金として実施いたします。

1. 実施事業	3
【皮膚科学に関する研究に対する助成】	3
(1) 第9回 高木賞（高木賞/高木賞臨床研究奨励賞）の募集と助成者決定	3
(2) 第8回 高木賞の助成実施	5
(3) 第5回 高木賞受賞者からの研究結果報告書の冊子化による公表	5
(4) 第6回 高木賞受賞者からの収支報告書、研究結果報告書の受入れ	5
【皮膚科学に関する大学講座への寄付】	6
(1) 奨学寄付事業の実施	6
(2) 事業の概要	6
(3) 研究結果報告及び収支報告の入手	8
(4) 事業監査	8
2. 法人運営	9
(1) 理事会（開催日は予定）	9
(2) 評議員会（開催日は予定）	9
3. 法人財源に関する検討	9
4. 広報活動	10
(1) ホームページ・皮膚科関連学会を活用した広報活動	10
(2) 実施事業を通じた広報活動	10
(3) 臨床皮膚科医会総会・臨床学術大会ポスター賞への協賛	10

1. 実施事業

【皮膚科学に関する研究に対する助成】

今年度は、引き続き設立来の重点事業である、「皮膚科学の発展に向けて創造的な研究に取り組む研究者への研究助成」を行うことで、広く皮膚科学の発展とその治療法の開発に貢献します。

本事業は、「個々の特筆すべき研究に対する研究助成」事業として、高木賞（2016年）及び高木賞臨床研究奨励賞（2022年）を創設し、高木賞では、皮膚科領域における診断・予防・治療に直結する臨床研究（疫学調査を含む）、あるいは臨床に即した病態研究を対象に広く助成し、わが国の皮膚科学・皮膚科診療の向上に貢献することを趣旨とします。また、高木賞臨床研究奨励賞では、日頃の診療の中から生じる疑問を解決するためなど、実地の臨床で実施される疫学調査や疾患の原因・背景因子調査などへの助成に主眼を置きます。

(1) 第9回 高木賞（高木賞/高木賞臨床研究奨励賞）の募集と助成者決定

皮膚科学の発展に資する研究を行う個人やグループ代表者に対して以下の内容で募集し、助成金の支給という形で研究を支援します。

1) 実施根拠

定款第4条第1項第1号に基づき「皮膚科学に関する研究に対する助成」を実施します。

2) 目的

皮膚疾患の診断・予防・治療に結びつく臨床・病態研究（疫学調査を含む）を対象に広く助成し、この分野の治療、研究の振興を図り、もってわが国の皮膚科学・皮膚科診療の向上に貢献することを目的とします。

3) 概要

- 助成対象 日本皮膚科学会認定の皮膚科専門医で日本国内の大学もしくは医療機関（クリニックを含む）に所属する個人あるいは研究グループの代表者とし、応募者（代表者）の年齢は、若手研究者の育成を考慮し申請時に満50歳以下とします。ただし、疫学調査などを行う研究グループの代表者は年齢を問いません。

なお、大学院生、学生、企業に所属する研究者は対象外とします。

1施設から複数の応募を可とします。

- 助成内容 助成金額は総額を 2,500 万円の 1 件あたり最高 500 万円を目処（4 件以上）とする高木賞に、高木賞臨床研究奨励賞（50 万円、最大 10 件）を設け、より臨床に則した研究の奨励につなげます。募集要項への記載などについては令和 6 年（2024 年）5 月の理事会、予算措置については令和 7 年（2025 年）3 月の理事会にて審議します。
株式会社リニカル社から得られる株式配当金は全額を高木賞の助成金として使用します。
- 助成期間 原則、令和 7 年（2025 年）4 月から 2 か年とします。
- 募集方法 医育機関名簿に記載のある皮膚科学関連の医薬系学部・研究科を有する国内の大学へ募集要項を送付します。同時に財団ホームページ、日本皮膚科学会雑誌、日本臨床皮膚科医会雑誌に募集要項を掲載するとともに、助成情報 navi オンラインデータベースに財団情報を掲載して助成情報を周知します。また、皮膚科学関連学会などにてポスター・パンフレットを設置します。
令和 6 年（2024 年）10 月 1 日～11 月 30 日の間に所定の応募用紙に記入のうえ、所属機関の所属部門長（教授、部長など）の応募確認を得て、財団事務局へ郵送していただきます。
- 選考方法 外部委員で構成する当財団の選考委員会において、研究の科学的新規性、研究の臨床医学へのインパクト、研究方法及びその研究計画の妥当性、皮膚科臨床に対する直結度を勘案して書類審査し、令和 7 年（2025 年）2 月に開催される選考委員会を経て、3 月に開催される理事会の承認を経て決定します。
- 成果報告 第 6 回 高木賞受賞者から研究結果報告書及び収支報告書を徴求します。なお、助成期間終了後に入手した研究結果報告書は冊子化のうえ、研究結果報告書集として配布します。また、国立国会図書館、科学技術振興機構、医学中央雑誌刊行会に納本することにより広く公表します。

4) 選考委員会

公益的な観点から助成者を選考するため、皮膚科学に精通した有識者複数名（4 名以上）の選考委員から構成される選考委員会（選考委員は、利益相反のある対象者の選考には参加しない）により公正かつ厳正に評価します。

(2) 第 8 回 高木賞の助成実施

令和 5 年（2023 年）10 月 1 日～同年 11 月 30 日にかけて第 8 回 高木賞（高木賞/高木賞臨床研究奨励賞）の募集を実施しました。受賞者は、令和 6 年（2024）年 1 月 29 日の選考委員会で候補者を選び、令和 6 年（2024 年）3 月 8 日の理事会で決定しました。また、下記の通り、贈呈式を実施し、研究助成を行います。

1) 贈呈式

令和 6 年（2024 年）4 月 13 日に第 8 回 高木賞の贈呈式をザ・プリンスさくらタワー東京（東京都港区高輪）で執り行います。

2) 助成及び助成期間

助成金は予定とおり、受賞者に対し各所属機関の所定の方法に従い令和 6 年（2024 年）4 月 1 日以降に支給します。

株式会社リニカル社から得られる株式配当金は全額を高木賞の助成金として使用します。

(3) 第 5 回 高木賞受賞者からの研究結果報告書の冊子化による公表

令和 3 年（2021 年）4 月 1 日～令和 5 年（2023 年）3 月 31 日にかけて助成した第 5 回 高木賞受賞者からの研究結果報告書を冊子化し、国内の皮膚科学関連の医薬系学部・研究科を有する大学などへの配布及び国立国会図書館、科学技術振興機構ならびに医学中央雑誌刊行会への納本により公表します。

(4) 第 6 回 高木賞受賞者からの収支報告書、研究結果報告書の受入れ

1) 令和 4 年（2022 年）4 月 1 日～令和 6 年（2024 年）3 月 31 日にかけて助成した第 6 回 高木賞の受賞者から研究結果報告書、収支報告書を令和 6 年（2024 年）12 月 31 日までに入手し、助成金が適切に使用されたことを確認します。

2) 受賞者全員の研究結果報告書が揃いましたら第 6 回 高木賞受賞研究成果として冊子化し、その内容を公表します。

【皮膚科学に関する大学講座への寄付】

今年度から、「皮膚科学研究のすそ野を広げる・維持するための奨学寄付」事業を新たな公益事業（奨学寄付事業）として、運用を開始します。

本事業では、皮膚科学を研究する大学の講座及びその付属病院などの診療部門に対し、要件を満たすことにより、広く、継続的に奨学寄付金（研究資金）を提供します。研究助成事業が、選考委員により選抜された研究への助成であるのに対し、本事業では、約100施設（出捐企業のマルホ株式会社の社外向けホームページ「企業活動と医療機関などへの資金提供に関する情報」より推計）の講座・診療部門への寄付を想定しています。この数は、大学及びその付属施設の皮膚科学関連講座・診療部門の3/4に該当します。また、研究助成事業が、単一の研究計画に対する2年間の研究資金提供であるのに対し、本事業では、講座・診療部門が研究結果報告を適切に提出することにより、講座・診療部門の研究テーマを維持するための基礎となる研究資金の一部を継続的に提供します。

令和6年（2024年）2月2日の「皮膚科学に関する大学講座への寄付」の追加事業認定を受け、数力月の周知期間を設けた後、新事業年度となる令和6年（2024年）4月より公募を開始します。

(1) 奨学寄付事業の実施

1) 実施根拠

定款第4条第1項第3号に基づき「皮膚科学に関する大学講座への寄付」の公募を令和6年（2024年）4月より受け付けます。

2) 事業資金

毎年10月初旬にマルホ株式会社から奨学寄付に用途を限定した寄付として1億円を受領します（2022年11月30日、マルホ株式会社より「年1億円程度の予算で毎年1回定期的に拠出する」旨の文書を受領）。この寄付金全額を財源として本事業の奨学寄付金、公募システム管理費及び業務委託費に充当します。

(2) 事業の概要

新規事業の追加を受け、奨学寄付金交付のための奨学寄付金交付規程及び内規に基づき奨学寄付事業を運営します。なお、当財団では、奨学寄付金額・寄付先の選定に対し選考委員会は設けず、あらかじめ定められた選考基準に則り決定します。

1) 公募システム

当財団のホームページとは別に、奨学寄付金の公募受付などのためのホームペー

ジを立ち上げます。このホームページには株式会社電通総研（ISID）社のシステムを活用します。本システムは、マルホ株式会社をはじめ多くの製薬企業での使用実績があり、公募による申請受付（研究課題・必要な資金の総額・希望する奨学寄付金額・評価に必要な情報 など）、申請者との電子的連絡機能、審査結果の一括通知、研究報告書・収支報告書の提出依頼、申請者の管理機能（研究報告書の提出状況の管理を含む）を有しており、当財団と申請者間の連携に利用します。

また、奨学寄付金配分のため必要となる情報の収集、加工のためのシステムを ISID 社の協力のもと、作成し、使用します。

2) 助成対象

皮膚科を標榜する全国の大学講座および関連する付属施設の診療部門を対象とします。なお、対象となる講座あるいは診療部門の責任者が日本皮膚科学会認定の皮膚科専門医であることを要件とします。

寄付対象は、出捐企業のマルホ株式会社の社外向けホームページの「企業活動と医療機関などへの資金提供に関する情報」に記載される「大学医学部など、研究機関併設医療機関への寄附」一覧中、上記要件を満たす 100 施設（2021 年度実績）程度を想定しています。なお、本事業の趣旨より、研究体制がない施設、他の法人の資金により設立・運営されている寄付講座などは対象とはしません。

3) 助成内容

事業予算は、奨学寄付金、公募システム管理費及び業務委託費を含め、1 億円とします。

4) 募集要項

募集要項は毎年 1 月に当財団のホームページに掲載します。なお、本年度については、全国の大学関連の講座・診療部門について、①「皮膚科（学）」を標榜している、②組織の長が日本皮膚科学会認定の皮膚科専門医である、③研究可能な体制を有する（常勤医が在籍する）、④他の法人からの資金で設立・運営されていない（寄付講座などではない）施設を検索したところ 133 施設が抽出されたため、これらの施設の責任者に対し、令和 6 年（2024 年）2 月 2 日に募集要項を郵送しています。

5) 申請方法

応募は、ISID 社のシステムを利用したホームページによる公募とします。

6) 申請期間

令和 6 年（2024 年）度 4 月 1 日から奨学寄付金の公募を受け付け、5 月 31 日に締切り、最終的には 9 月の臨時理事会にて奨学寄付先、金額の承認を得て、10 月

より、各施設への奨学寄付手続きを開始します。

7) 奨学寄付金額・寄付先

各応募施設から提出された資料より、研究を遂行する力（申請時の医局員数及び日本皮膚科学会認定皮膚科専門医数）、研究を企画する力（直近 3 年間のこの法人が指定する研究助成の取得件数）、研究を完遂する力（直近 3 年間のこの法人が指定する学会でのポスター発表を含む一般演題数）から、応募施設を自動的に順位付けし、最高額を 200 万円、最低額を 25 万円とした傾斜配分により、寄付先・奨学寄付金を決定します。

8) 運営体制

令和 5 年（2023 年）度までのマルホ株式会社への業務委託（①支払い及び決算書作成業務、②事務局運営の補助業務）に加え、新たに奨学寄付に関する補助業務を委託します。また、上述のように公募などに関してシステムを活用するため、提供元の ISID 社に業務を発注しています。

(3) 研究結果報告及び収支報告の入手

寄付金の使途を明確にするために次年度の奨学寄付の募集時期までに研究結果報告書の提出を求めます。なお、この研究結果報告及び収支報告の提出を次年度以降の奨学寄付継続の条件とします。

(4) 事業監査

奨学寄付事業に関する寄付金の出捐企業であるマルホ株式会社 内部監査部による事業監査（寄付金が正しく奨学寄付事業に活用されているか）を受けます。

2. 法人運営

(1) 理事会（開催日は予定）

	令和6年（2024年）5月24日	令和7年（2025年）3月
議題	<ul style="list-style-type: none"> ● 令和5年（2023年）度事業報告、決算報告の審議 ● 第9回 高木賞選考委員の選任 ● 第9回 高木賞募集要項の審議 ● 評議員会開催の審議 ● 理事長及び常務理事の職務執行状況の報告 	<ul style="list-style-type: none"> ● 第9回 高木賞受賞者の決定 ● 令和7年（2025年）度予算・事業計画書の審議 ● 理事長及び常務理事の職務執行状況の報告

臨時理事会（開催日は未定）

	令和6年（2024年）6月	令和6年（2024年）9月
議題	<ul style="list-style-type: none"> ● 保有株式（株式会社リニカル）の議決権行使の審議 	<ul style="list-style-type: none"> ● 奨学寄付先・金額の審議
	令和6年（2024年）12月 <ul style="list-style-type: none"> ● 保有株式（マルホ株式会社）の議決権行使の審議 	

(2) 評議員会（開催日は予定）

	令和6年（2024年）6月14日
議題	<ul style="list-style-type: none"> ● 令和5年（2023年）度事業報告 ● 令和5年（2023年）度計算書類の審議 ● 定款の改定 ● 第8回 高木賞 受賞者決定の報告

3. 法人財源に関する検討

当財団の設立趣旨及び目的は、創造的な研究の奨励などに関する事業を行い、皮膚科学の発展と国民の健康福祉の増進に寄与することです。この趣旨及び目的に賛同して頂き、活動の推進を目的とした個人・団体からの寄付を運用することで得られる果実および毎年マルホ株式会社から受ける寄付金を財源とします。

4. 広報活動

(1) ホームページ・皮膚科関連学会を活用した広報活動

当財団のホームページによる研究助成の募集や情報公開などを通じて当財団の事業の広報活動に取り組みます。また、作成したポスター、パンフレットなどを皮膚科学関連学会などで配布・活用し、当財団の認知促進を図ります。

助成情報 navi オンラインデータベースに財団の助成情報を掲載して財団の認知と応募促進を図ります。

第 8 回 高木賞（高木賞/高木賞臨床研究奨励賞）の受賞者の氏名、所属機関、研究テーマ及び研究概要を財団ホームページなどに開示して当財団の広報活動に取り組みます。

(2) 実施事業を通じた広報活動

第 5 回 高木賞受賞者の研究結果報告書を冊子化して、国内の皮膚科学関連の医薬系学部・研究科を有する大学へ送付することにより、また、国立国会図書館、科学技術振興機構や医学中央雑誌刊行会へ納本することによって当財団の研究助成活動の公知に努めます。

第 9 回 高木賞/高木賞臨床研究奨励賞の募集要項を国内の皮膚科学関連の医薬系学部・研究科を有する大学へ送付します。また、令和 6 年（2024 年）度の奨学寄付公募受付に対し、新規公益事業に関する案内文を作成し、国内の皮膚科学関連の医薬系学部・研究科を有する大学へ送付しています。

これらの活動を通じ、関係者の当財団ホームページへの誘導を推進します。

(3) 臨床皮膚科医会総会・臨床学術大会ポスター賞への協賛

臨床皮膚科医会総会・臨床学術大会ポスター賞への協賛を第 39 回日本臨床皮膚科医会総会・学術大会より試行的に実施しました。本年度も第 40 回日本臨床皮膚科医会総会・学術大会のポスター賞に協賛することにより、マルホ・高木皮膚科学振興財団の存在を広く周知すると共に、一層の臨床研究の質向上と臨床研究の活性化に貢献します。なお、ポスター賞には最優秀賞 1 件に記念の盾と賞金 20 万円を、優秀賞 3 件に同じく記念の盾と賞金 10 万円ずつを贈呈します。

以上